

食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会
第2回産地・経営小委員会

平成16年6月11日

農林水産省

13:55 開会

志村小委員長

では定刻前でありますけれども、委員全員の方がお揃いになり
ましたので、ただいまから、第2回の産地・経営小委員会を開催
させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、今日は全員ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

まず、お手元の資料の配付資料一覧について、確認をさせていただきますのでよろしくお願いします。

資料は、資料1「議事次第」、資料2「委員名簿（果樹部会及び小委員会）」、資料3「果樹部会産地・経営小委員会の進め方」、資料4「第1回産地経営小委員会の概要について（4/23）」、資料5「果樹産地及び果樹経営の現状と課題」、資料6「需給調整・経営安定の現状と課題」、資料7「8月までのスケジュール（予定）」資料8「中間論点整理（素案）作成に向けた委員意見（様式案）」以上で資料8まででございます。皆さ

んのお手元にいっておりましょうか。ご確認をお願いします。

次に、委員の方には参考資料として、「品目別の経営安定対策等の概要」を用意しております。以上、資料の抜けがございましたら、事務局までお願いします。よろしいでしょうか。

本日の出席者は、8名ということでございます。

それでは、事務局を代表しまして、果樹花き課長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

竹原果樹花き課長

果樹花き課長の竹原でございます。産地・経営小委の委員の先生方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。特に志村先生におかれましては、とりまとめの労をお執りいただきまして大変感謝いたしております。

本日は、第2回として、「需給調整・経営安定対策の実態と検証」というのが主な議題でございます。うんしゅうみかん、りんごについて、需給均衡を図るとともに、価格が下落した際には、一定のルールに従って補てん金を交付することによりまして、経営の安定を図るというのが制度の目的でございます。

ただ、どんな制度も100%良いということはありませんから、この制度につきましても様々な問題点が指摘されていることも事実でございます。

いずれにしましても問題は、果樹生産の担い手の経営安定を支援するにはいかなる方策が有効か、ということでありまして、本日用意いたしました資料を足がかりといたしまして、幅広い観点から、今後10年を見据えた施策のあり方に関しまして、ご意見を頂戴いただければ幸いでございます。

繰り返しになりますけれども、この小委員会は、生産現場の声を把握されておられます先生方の集まりでございます。生産者団体を代表する委員もおられます。足腰の強い果樹産地の構築を築くという上で、経営支援はいかにあるべきか、そういう観点でご意見を賜ればありがたいと思っております。

委員の皆様方にはよろしくお願ひ申し上げますとともに、事務局といたしましても日程の面で各委員のご負担にならないような運営を心がけたいと思っておりますので、ご理解を賜りまして、円滑な運営にご協力いただければ幸いでございます。

以上、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

志村小委員長

どうもありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題でありますが、第1回の小委員会において、ご了解いただいた資料3「果樹部会産地・経営小委員会の進め方」によりますと、「需給調整・経営安定対策の実態と検証」になります。

その前に、第1回で申し合せたとおり、「小委員会としてテーマごとの整理」については、小委員会終了後、事務局と整理したものをお手元にご確認していただくことにより、中間論点整理の材料となる事項について整理とすることにしております。まず第1点は、第1回の小委員会でご議論いただいた「果樹の生

産構造及び経営の実態と検証についての整理」、第2点がそれから、本日の主要議題であります「需給調整・経営安定対策の実態と検証」、そして3番目が、「第3回の小委員会に向けての進め方」について議論していきたいと考えております。

なお、本日の小委員会も委員皆様からの積極的な忌憚のないご発言により実りの大きなものとなりますよう、宜しくお願ひを申し上げます。

また、前回と同様に、委員皆様からいただいたご意見については、私の方から意見のポイントを要約した上で、議論を進めさせていただきたいと考えておりますので、宜しくお願ひいたします。

では、第1回小委員会の「果樹の生産構造及び経営の実態と検証」については、前回議論のベースとなりました資料5「果樹産地及び果樹経営の現状と課題」により、特に追加のご意見等ございましたら、宜しくお願ひします。

志村小委員長

特ないようすで、続きまして、本日の主要議題の「需給調整・経営安定対策の実態と検証」について、まず事務局より資料6「需給調整・経営安定対策の現状と課題」を説明していただいた後、議論していきたいというふうに思っております。それでは資料6の説明をお願いいたします。

西嶋課長補佐

それでは資料6をご説明させていただきます。需給調整・経営安定対策の現状と課題ということで、A4横紙の資料を用意させていただいております。

1枚はねていただきまして、資料構成でございますけれども、目次の方で書かせていただいておりますが、制度創設までの経緯でございますとか、対策の概要をご説明させていただきました後、需給調整対策、それから経営安定対策についてこれまで3年間取組みをしておりますので、その現状についてご説明させていただいた後、課題について整理させていただいております。

それでは1ページ目でございます。制度創設前の状況という形で書かせていただいております。右下にですね、うんしゅうみかんの生産量、栽培面積及び園転面積の推移といった形で、生産量、栽培面積の推移を付けさせていただいております。

こちらのグラフ見ていただきますと、ピーク時が1番左の昭和50年から400万トン弱の生産量のピークがございまして、その国内の生産の過剰な状況を契機としたしまして、非常に価格が下がったということから、生食用果実を加工に向けるような対策を講じております。

その後、昭和53年、58年についてはオレンジなり果汁なりの輸入枠の拡大、それから、63年については加工品の輸入自由化、平成6年度については関税の引き下げというようなことを契機にいたしまして、国内産の生産を抑制していくということで、園地転換対策というのが各種取られております。

そういう形で棒グラフの黒塗りのところが園転面積でございますけれども、各種の対策に取り組みまして、一番右に平成15

年のデータを入れておりますけれども、平成15年にはピークから見ると、3分の1程度の115万トンというような状況になっているということでございます。

一枚はねていただきまして、2ページ目はりんごでございます。りんごにつきましても右の下の方に栽培面積と生産量の推移をあげてあります。

りんごにつきましては、過去、国光や紅玉という古い品種ございまして、そういう品種が栽培面積なり、生産量が増加して一時100万トンを超えるような形になっておりました。そういう状況で価格が低迷いたしまして、典型的に古い品種を更新して新品種への改植という形で、ふじでありますとか、つがるでありますとか、現時点で、主力となっている品種への転換を進めまして、だいたい90万トンなり、それ前後の生産量の推移となっておるということでございます。

りんごにつきましても、ウルグアイ・ラウンド合意の関係ですね、関税なりの引き下げがありまして、こちらの方はいわゆる優良品種へ切り替えていくということで、りんごのわい化栽培の緊急推進事業により、わい化台木への改植というものが進められておりまして、昨年台風で若干生産量が落ちておりますけれども、84万トンの生産量というような形でございます。

続きまして3ページ目でございますが、制度創設時の基本的な考え方ということで、13年度から制度を始めたわけなんですが、その際の基本的な考え方ということで、(2)のところで1.、2.と書いておりますけれども、みかん、りんごとに生産量・品質の変動が大きくございまして、そういう生産の量なり品質の変動で価格も変動して農家の経営が安定しないこと。それから従前のように加工仕向量が減っておりまして、加工仕向けによって需給調整するような機能が非常に低下したことによりまして、右にありますように今後の果樹対策ということで、生産量なり品質を安定させて、変動を抑制し安定させて、価格の安定を図るという需給調整対策を強化するとともにですね、需給調整を的確に行なった場合でも価格が下がった場合の農家経営の補てんということで、経営安定対策というものをセットにして13年から始めさせていただいたということでございます。

事業の内容につきましては、1枚はねていただきまして4ページ目、対策の概要という形で整理いたしております。

需給調整対策につきましては、国で毎年適正生産出荷見通しということで、全国の目標となる生産量・出荷量、適正生産量・適正出荷量なりを国の方で策定いたしまして、右の方に書いておりますけれども、国で作った見直しを受けまして、あと、生産者団体が中心となって、果実生産出荷安定協議会を全国段階、県段階、産地段階で設けておりまして、生産者団体が中心となりまして、県別なり、産地別なり、生産者別の目標面積を配分するという仕組みにしてあります。

その目標を踏まえて生産出荷計画も目標をクリアするような形でですね、取り組みをしていただくんですが、その計画となる生産出荷計画を作つていただいてその計画に基づいて、特別摘果なりの生産量の調整、それから出荷量の調整というものに取り組ん

でいただくというような制度でございます。注意書きの方に書いておりますけれども、一定程度予想生産量が目標となる適正生産量を超えた場合、制度上は10%、いわゆる1割を上回った場合にしてありますけれども、その場合は、みかんの場合は生産出荷安定指針、それからりんごについては生産出荷指導指針を策定させていただいて、みかんの場合は1番右の表に書いてありますけれども、こういった特別摘果なりをしてですね、生産量を抑制するような取組みを行うという仕組みになっております。

それから右側のページ、5ページ目でございます。経営安定対策につきましては、需給調整対策に取り組んでいただいて、それでもなお価格が下がった場合の価格補てんということで、右に仕組みという形で書いてありますけれども、生産者、それから県等の地方公共団体、国で基金を造成しまして、国がだいたい半分、県の方がだいたい4分の1、生産者が4分の1というのが実態という形のなっておりますけれども、資金を造成いたしましてその基金から価格の下がった場合に、こちらに書いてあります補てん基準価格を下回った場合に、その年の当該年産価格と補てん基準価格の差額の8割を補てんするという制度にしております。

もちろん、需給調整対策が前提でありますので、計画的な生産なり出荷に取り組んで目標が達成された生産者に対して補てん金を支払うという制度にしております。13年度からそういう制度を始めたということでございます。

一枚はねていただきまして6ページ目でございます。この制度につきましては、うんしゅうみかんは表、裏の生産量の変動がございますので、2年間で契約を結んでいただくという形にいたしております、13年から始めましたので、13・14年でいわゆる1期といいますか、1つの契約期間。それから15から2期目の契約期間ということで、それぞれ対策につきましては、15年に見直しをしてあるんですけど、その前の13・14年の運用状況を踏まえて、制度の見直しを行っております。

その内容が、7ページ以降に書いてございまして、7ページの対象品目でございます。13年度制度を始めたときにですね、1番生産量や品質の変動が大きく、全国的な需給調整が必要なみかん・りんごについて制度を始めさせていただきまして、2年間の運用状況を見て他の品目についても対策の対象になり得るのかというのを検証いたしました。

それが右上の一番上の表に書いてございます。参考のところでみかんとりんごの状況を書いてございますけれども、全国的な需給調整ができるか否かというのがこの制度の一番前提のところでございますので、それが本当にできるのかということを、生産者団体や各県と調査いたしまして、ぶどう、なし、もも、かきと書いてございますけれども、「全国的な需給調整できます」と答えたところが非常に少なく、前提となる需給調整ができないということになっております。

それからその下に、中晩かんの主産県の果樹振興計画を書いておりますが、逆にですね特定の県のシェアが高いところについては全国的な需給調整の可能性があるわけですけれども、中晩かんにつきましては、表の右に書いてありますけれども、各県の果樹

の目標で生産量を抑制するというのが先であるということでですね、全国的な需給調整というよりは、いかに生産を抑制するのかというのが先であるということで、需給調整対策・経営安定対策の対象にする品目はないということで、検証させていただいて、引き続き15年以降も同様に検証をさせていただくという形で整理させていただいております。

それからその下、需給調整対策の強化ということで、また後程、価格の状況なり量の状況なりをご説明させていただきますけれども、非常に需給調整の中でも出荷調整がうまくいっていないのが制度上問題がございまして、全国トータルでなく、もう少しきめ細かな期別に、出荷時期別に需給調整しましょうというような仕組みを導入をいたしております。時期別に出荷調整をして、なおかつ、ちゃんとできるところについては、経営安定対策の契約期間もそれまで、年1本だったものを期別に分けて実施しますというような取組みをさせていただいております。

それから続きまして8ページ目でございます。価格下落時の緊急対策ということで、要は年トータルの出荷量なり生産量なりの抑制はできるんですけれども、一時、出荷量がある程度ピークを迎えた時に、どうやって対応するのかということで、そういうったピークが懸念される時、もしくは、価格の低下が懸念される時に、短期間に相当量の生食用の出荷量を加工に仕向けてないと価格の浮揚効果がないということで、そういうった取組みについて生産者団体の方で検討されまして、昨年の9月でございますけれども、全国果実生産出荷安定協議会のかんきつ部会の方で、生産者団体が中心となりまして、産地の自主努力による価格浮揚対策ということで、全国的な緊急出荷調整を実施することが決定されました。

その内容が、具体的な取組みということで右側に書いてありますけれども、一時、量が多いときに生食用から加工用に回して、価格浮揚を図るという制度でございまして、具体的な内容中身が右下の方に書いてありますて、価格の浮揚を図るというのはですね、もちろん生産者団体の責務でありますので、生産者団体が自主的に取組みをしていただくということで、生食用から加工に仕向けた場合、加工の方が単価が安いので、その農家への補てんの仕組みをですね、生産者団体で資金の積み立てをするような形であるとか、集荷場単位でプール計算をするとかですね、生食から加工に仕向けた農家が不利にならないような仕組みをしていただくというような取り組みが検討されておりまして、現在、生産者団体の方でこういった全国的な取り組みができるように努力いただいているところであります。

あと、左の方に書いてありますけれども、こういった緊急出荷調整をした場合に、経営安定対策の対象果実というのが生食用の果実としてありますので、生食用果実から加工に仕向けた場合ですね、緊急の対応という形であれば、経営安定対策の対象にするということを国に対して要請をするというような形の取り決めが、生産者団体の方で行われまして現在その実現に向けて体制の整備が進められている状況であります。

続きまして9ページ目でございます。経営安定対策の契約形態

ということで、従来の制度では県基金と個人との契約にしておりましたが、15年の見直しに当たって生産出荷組織でも、組織内で個人間の生産量や出荷量の調整ができるように組織単位での契約も可能にいたしております。

それから一番下になりますが、果樹共済との関係整理という形で書いてありますけれども、右の表に果樹経営安定対策と果樹共済という形で書いてありますけれども、経営安定対策は価格が下がった場合に価格の補てんを行うというものであります。果樹共済の方は共済制度でありますので、いわゆる災害保険でありますて、天災等の不慮の事故、災害によって損失を受けた場合に、価格を補てんするものですけれども、災害収入共済方式いわゆるPQ方式と呼ばれるておりまして、減収、量の減少だけではなくて価格が下がった場合の補てんもするということで、補てんも両方ございまして、制度の趣旨は違うんですが、価格が下がった場合の国費の補てんという面では重複する面がございまして、制度を始める13年においてはですね、共済で支払われた場合は、果樹の経営安定対策の補てん金については支払わないというような仕分けをさせていただいたんですが、15年の見直しで果樹の経営安定対策の方が共済の支払いよりも金額が高い場合は、その差額を経営安定対策で支払いますというような制度の仕組みにさせていただいております。

以上が制度の概要、それから15年度の制度の見直しでございまして、次に、1枚はねていただきまして10ページでございます。補てん基準価格については契約は2年間ということで、2年に1回見直しをしております。13、14年に当初、それから2期目については15、16年とパッケージで補てん基準価格を決めておりまして、価格についてはこちらに書いてございますとおり、6年間の中央卸売市場の平均価格に対して、通常発生するような価格変動を控除するということで、変動係数を差し引いたものを補てん基準価格という形で設定させていただいております。右側に当初の13、14年産補てん基準価格、それから左側に15、16年産の補てん基準価格を整理させていただいてあります。

以上が制度の内容でございます。次に11ページを見ていただきまして、需給調整対策の検証という形で整理させていただいております。

まず生産量や出荷量が需給調整対策で全国的に、年トータルでどうなっているのかを11ページ以降書いておりまして、13年につきましては、生産目標量125万トンになっておりますが、予想生産量142万トンから149万トンということで、当初相当多かったわけですけれども、目標を設定してそれに向けて生産出荷安定指針ということで取り組みをさせていただいて、その結果が右下の表でございましてほぼ計画に近い水準の全国でトータルの生産量、出荷量になっております。

それから、14年につきましてはその下に書いてありますが、14年はみかんがうら年ということで、適正生産量115万トンという設定をさせていただいておりまして、最終的にも計画に近い、生産量、出荷量になったということでございます。

15年につきましては12ページに途中の対策の対応も含めまして細かく書いてございますけれども、15年産のうんしゅうみかんにつきましては、昨年の5月におもて年ということで生産出荷安定指針を策定いたしております。予想生産量130万トンから134万トンに対しまして、115万トンの生産目標量を設定したということでございます。右側の13ページでございますけれども、その目標に向けて各県で生産量の抑制をいただく各種の取組を県段階、産地段階で相当な取り組みをしていただきまして、右下に書いてある生産量、出荷量になってございます。

気象等の影響で小玉果があったり、日焼け果が出たことはあつたんですけれども、生産量、出荷量ともほぼ計画量、まあ若干下回っておりますけれどもほぼ計画どおりの結果になったということございます。

りんごにつきましては14ページです。15年のりんごの適正生産出荷見通しの予想生産量90万トンの中で、適正生産量87万トンというのを設定させていただいて、目標に向けて各県なり産地段階で取り組みが行われております。

それが右側の15ページに書いてありますけれども、りんごの場合、特に良品質果実の生産のため、摘果なり仕上げ摘果なりをしっかりしていただいて、特に青森県の事例を書かせていただいておりますけれども、全県的に「りんご適正着果量確保推進運動」ということで各種の取組みをしていただきまして、その結果といたしまして右下に書いてございますけれども、生産目標量87万トンに対しまして84万トン。青森で台風被害がございまして3万トンぐらい落下をいたしまして、台風がなければほぼ目標に近い結果になったということでございます。生産量や出荷量については、目標に向かって取組みをさせていただいて、ほぼそれに近い需給調整の生産量の調整という意味では、目標は達成できていると考えております。

一方、価格の方でございますけれども、16ページからでございます。量的には調整されたんですけども、価格的には非常に厳しい状況でございます。13、14、15年とみかん、りんごそれぞれ整理いたしております。

13年のうんしゅうみかんにつきましては、その前年12年産がうら年で量が少ないとこともあるんですけれども、非常に卸売数量が多かったこと、それと真ん中の方に露地みかんの出荷実績という形で書いてありますけれども、特に出荷が早かったということ、それから地方市場が景気の影響等ございまして、不振な状況もありまして大都市の方に入荷が集中するという状況がございまして、価格的には厳しい状況になったということでございます。

それから次のページ、17ページはりんごでございます。りんごにつきましては、ここも12年80万トンと相当少なかったわけでございまして、それから見ると量的には多くなってあります。特に価格の特徴といつしましては、11月以降価格が低迷いたしまして、特にふじの貯蔵性が悪いということで、出荷が早まらざるを得なかったということ、それからみかんと同様に地方市場の不振により、大都市市場に出荷が集中したということもございまして、価格的には厳しい状況になったということでございます。

ざいまして、特に後発産地の青森県でありますとか秋田県の産地を中心には価格が厳しい条件になったということでございます。

14年でございます。18ページに書いてございます。うんしゅうみかんにつきましては、うら年でございまして量的にも、いわゆる成りゆきの生産でということで生産量なり出荷量なりの調整を取り組んでいただいたということでございます。ただ、価格につきましては、一番右上の表の前年比のところを見ていただきますと、10月が悪くて、11月、12月はそこそこに持ち直したのですが、1月以降前年が相当悪かったのに比べて、あまり上がりが良くなかったということでございまして、極早生については、量的に13年と同様の量であったということ、それから14年は、非常に夏晴天が続きましてどちらかと言うと干ばつ傾向の気象にあり、糖も高かったんですが、逆に酸の抜けも悪くて、非常に昨今消費者は酸っぱいみかんについては好まれないと言うことで消費の動向もうまく合わなかったということ。それから、酸が高くて逆に酸が抜けるのを待ったために、年末に出荷が集中したということでして、下から2番目に表がございますけれど、14年産につきましては、12月の年末になって主産県である愛媛県を中心に相当量の出荷がされまして、特に年末の27, 28, 29日というような、年末の時には出荷量を抑制するように生産者団体が指導されるんですが、それもどうもうまく守られない状況であります、主産県を中心に相当出荷がされまして、その残った物が右下の東京青果の残荷量でありますけれども、年末にたまたま荷がいつまでも動かないで1月以降の価格低迷につながったということで、出荷調整が特に後半うまくいかなかったというような状況であります。

それからりんごですが、19ページでございます。りんごにつきましては下から2番目の表でありますけれども、14年産りんごの開花日という形で書いてありますけれども、相当開花が早く、つがる、ふじとも例年にはぐらい早い開花になりますし、特に早生のつがるにつきましては、8月から9月に出荷されるんですが、花が早い分果実の成熟、生育も順調に進みまして、果肉の方は熟すのですが暖かいものですから果皮の緑色が赤くならない状況になりますし、どうしてもりんごは赤みがでないと売れないとということで出荷を遅らせたということもありますし、皮の色の着色を待ったがために果肉が熟してしまい、棚持ちの悪いような果実を出荷したため非常に品質が悪く、流通段階でも非常に不評なものを出してしまったということ、それから特定の時期に相当出荷が集中し、特に上から2番目の京浜市場におけるふじの出荷実績の青森県を見ていただくと分かるんですが、11月とか相当前倒しをして出荷した形になりますし、市況を潰した状況になってしまった。それに加えて年明け以降、ふじについては、ある程度貯蔵するんですが、その段階で実われ果がでたり、包丁で切った時に真ん中に褐変があるような、果肉の褐変を起こしたような障害果も出荷してしまって、更に追い打ちをかけて価格が厳しい状況であったということであります。14年産につきましては品質がだいぶ厳しかったということでございます。

続きまして20ページ、15年産の価格の動向についてでござ

います。15年産はおもて年だったわけですけれども、気象条件で小玉、夏に日照時間が短かったとか、冷夏で気象条件が良くなかった等で小玉傾向であったということ、それから、出荷量についてどちらかというと少なめに推移はしたわけでございますけれども、右の下に書いてございますけれども、特に11月、12月に価格が厳しい状況になったということ。それ以降価格が上がりましてそこそこの価格で販売できたのですが、早生みかんの出荷の11月、12月が相当厳しいというような状況でございました。

その原因が21ページに書いてありますけれども、特に小玉が多かったということがございます。15年産露地みかんの階級比率が載せてありますけれども、Sが多く出荷されていること、それからその下に露地みかんの品質でございますけれども、前年が高すぎたということもあるんですが、糖度が満足できる状況ではなかったということでございます。

それから、その下に主産県の11月の天候が書いてありますけれども、11月については京浜市場で見ますと愛媛県がだいたい半分ぐらい、熊本県が2割、両方合わせて7割ですけれども、その7割を占めるところが非常に天候も悪くて、流通段階で腐敗果を出したり、棚持ちの悪い果実を出しまして、更に、風による傷果もありそういった品位の高くない、低品位の果実を11月、12月に出荷されまして価格が低迷してしまったということでございます。11月、12月の両主産県の出荷が終わりまして、普通みかん静岡等が出荷が本格化してから価格が上がったという状況になっております。

それから22ページ、りんごでございます。りんごにつきましては2年間かなり厳しい価格状況で、相当生産者団体を中心に、生産量の調整、出荷量の調整についてかなりしっかり取り組んでいただいたところもございまして、台風で若干青森が少なかったこともあるんですけども、量的には過去2年と異なりまして、比較的安定的に出荷量が推移をいたしましたし、価格につきましても一時かなり厳しい時もあったのですか11月以降、後でまたご説明いたしますが、出荷調整をしていただいて価格が上がったという状況になっております。

23ページに簡単に書いてありますけれども、まず早生のつがるからリレー出荷をしっかりしていただいて、山形、長野、青森という形で、これは早生に限らず全部そうなんですけれども、そういうた産地間のリレーがうまくいったということ。それから11月に入って、いったん下がっているのが山形のふじが前倒しで出荷したこと也有ったんですけど、また後でご説明いたしますけれども出荷の調整がされまして、それ以降価格の低下を防ぎまして、12月以降価格が上昇したという状況になっております。

以上価格の状況でございまして、24ページからは、需給調整対策の検証の整理をさせていただいております。まず生産量の調整でありますけれども、うんしゅうみかんのおもて年、13, 15年に生産出荷安定指針を策定しまして、特別摘果の取組みをさせていただきまして、グラフでうんしゅうみかんの生産量の年次変動として書いてありますけれども、13年度から制度を始めま

して、14, 15年と見ていただいて分かるとおり、隔年結果について是正されつつあります。生産量の調整という意味では成果があったのではと考えております。

一方の出荷調整でございますけれども、非常に問題もございまして、25ページに課題を中心に整理させていただいておりますけれども、うんしゅうみかんについては生産者団体が全果協かんきつ部会という団体を組織しておりますので、生産者団体の責務でありますので販売対策を取り決めいただいて、品質の管理であるとか、計画出荷であるとか、時期別に適正な出荷をしていただくとかそういうご指導なりをしていただいているということでございます。

具体的には1.から5.まで書いてありますけれども、品質の基準を決めていただくとか、小玉とか逆に大玉ですか非常に価格が安い物を市場に出荷しないですか、あと休み明けにたくさん出すとそれを契機に価格が下がる場合が経験上ございますので、それを抑制するような各種の販売対策に取り組みいただいて、県連を通じて選果場段階、産地段階までご指導いただくような形にはなってあるんですけれども、実際上、右に品質基準の表があつて、その下にある大田市場の品質分析が書かれていますが、県によっては販売基準が守られていないようなところがあったり、A県、B県で10月は品質基準が10度以上になってるんですけども、それを下回るようなものが出されてたり、その下のグラフに書かれておりますけれども、休明けは通常の日別の出荷量の20%増以内に抑制しろというような形で指導させてるんですけども、ドバッと出してしまってそれ以降の価格が低迷を招いているというような状況がございます。時期別に出荷量の調整ができないというようなところがあるのではないかと思います。

それから、その次のページ26ページでございます。15年の事例だけ入れておりますけれども、非常に価格が下がったのは15年では11月の下旬あたりですけれども、非常に価格が右肩下がりといいますか、下がり傾向の時にですね量を出荷調整をして何とか価格を維持しようというのが普通の出荷調整ですけれども、逆に価格が下がれば下がるほど量が出される状況であって、結果として、統計の方で市場の毎日毎日のデータが出されてるんですけども、全てのデータは分かりませんので、いわゆる市場のどういった動きをしてるのか、市場の高値と中値と安値というものを毎日調べておりまして、主要な55市場の中値いわゆる真ん中の値でどういったような価格になっているのかというものを取りまとめておりまして、これは全ての平均というわけではありません。それを見て即使しても11月17日から12月29日にですね、100円を切るような、10キロ箱で1000円を切るような、全果協かんきつ部会で低品位果実の出荷を抑制する、加工に仕向けるといった場合は、目安として1000円以下についてはそういう取組みをするというような指導されてるんですけども、結果としてですね、全国的に中値ではありますけれども低品位果実に当たるようなものが出荷されてるというような形でございまして、今までご説明させていただいたような

形で、更に生産者団体が中心となって出荷販売対策を強化いただいて、時期別の需給調整対策を実施する体制の整備が必要ではないかと考えております。

一方りんごの方でありますけれども、りんごの方は27ページに書いてありますけれども、りんごについては全果協落葉部会りんご委員会においてりんご対策を講じられました。13年、14年と品質の面もあったんですが、出荷がちょっとうまくいかなかった面もありまして価格が下がったというような形でございまして、その状況を右下の表に書いてございます。そういったことも踏まえて15年はしっかりと対応していくということで、出荷対策を特に強化されまして、1.から5.まで書いてありますけれども計画出荷であるとか、問題となった障害果の対策でありますとか、そういった取組みをしていくという形で取組みがなされたわけであります。

その結果、次のページの28ページに具体的な取組みということで、2年連続した安値から脱却するため、しっかりと出荷調整しようと、市況の安定化対策という形で取組みがなされまして、下位等級品を出さないでありますとか、価格が下がった場合に出荷基準を引き上げるといったような取組がなされました。つがるについては先程も申し上げましたけれども、なるべく早く出荷できるところは早く出荷して、産地間のリレーを円滑化するということで、そこそこの価格で乗り切りましたし、11月以降のふじにつきましては、価格がかなり厳しい状況になりまして、一番右下のグラフに書いてありますけれども、11月中旬にかなり厳しい価格の動きになったんですが、その時点で関係の県で集まりましてりんご緊急対策会議が開催されまして、下位等級品を当面出さない、後発の産地であります青森では、じっくり落ち着いて出荷をして行きましょうというような取組みがなされまして、価格が下げ止まりまして、それ以降徐々に市況が回復をして、これまでの過去の出荷量から比べると高いレベルではないんですけども、過去の2年間の価格低迷からは脱したような状況であります。15年につきましては、みかんとりんごの対応で相当明暗を分けた状況になったという形で整理させていただいております。

それから、29ページ以降経営安定対策の検証という形で整理させていただいております。13年、14年の表が右の方に付けてさせていただいております。13年につきましてはみかん全県で価格が低いこともありまして、全県で補てんがなされました。それからりんごにつきましては、出荷の遅い青森、秋田の2県がで補てんの対象となったということで、合わせまして151億円、2分の1が国費でありますので75億円の国費が13年に支出されているということでございます。

それから14年につきましては、うら年ということで品質の悪いところを中心に補てんが出まして、19府県のうち12府県が出ております。りんごについては、品質が全県悪いような形になりましたので、全県出るということで、交付額ベースで73億円、国費のベースで36億円の補てん金が交付されたという状況でございます。

それから続きまして30ページでございます、15年産につき

まして、まだ見込みでございます。みかんについては対象出荷期間が9月から3月、りんごにつきましては8月から5月までで選べるような形になっておりまして、青森県がまだ5月までのためそのデータで出ないということ、それから一番左の当該年産価格、15年産の価格は公表されたわけでございますけれども、まだ出荷実績が積み上がっておりませんので、契約数量ベースでございます。最大見込みでいくらになるかという形で整理させていただいておりまして、みかんにつきまして最大で55億円、国費ベースで27億円、最大見込みで27億円の国費が見込まれております。りんごにつきましては、先程ご説明いたしましたとおり、出荷調整が功を奏しまして初めて全県が補てん基準価格を上回ったというような状況になっております。

それから31ページ以降、経営安定対策に加入いただいている農家の状況という形で整理させていただいております。（2）の対策の検証ということで、経営安定対策の加入生産出荷組織の認定農業者ということで、経営安定対策については個人でも入れます。認定農業者も対象になります。それから認定農業者が責任を持って運営管理される生産出荷組織については対象にされておりまして、その対象になる組織について認定農業者の構成割合ということで整理させていただいております。

県別にでこぼこがございまして、和歌山県は非常に少ない状況であります、熊本県が多い状況になっております。全国で生産量を見ますと生産量の割合は、3分の1強が認定農業者の生産量という形でございます。それからその下はりんごでございます。りんごにつきましては1割強が認定農業者の生産量になっております。

それから1枚めくっていただきまして32ページでございます。対策加入生産出荷組織の経営規模でございまして、実際に対策に入っていた方の、経営規模がどの程度かというのを農家数で示したものが右に書いてあります。みかんではいわゆる戸数という意味では1ha未満の農家数が多くなっております。認定農業者は若干1ha未満が少なくなって1haから2ha、2haから3haといった規模農家が増えておりますけれども、組織全体で見ますと1ha未満の農家が多いということでございます。りんごについても若干みかんより規模が大きいですけれども同じ傾向にあるということでございます。

それを生産量で見たものが、次のページ33ページに書いてございまして、量的に見るとみかんについては、1ha未満、1haから2haの規模農家が多くなっている形でございます。りんごについても若干規模が大きいですけれども同じような状況であるということでございます。

それから経営に対する影響はどうかということで34ページに、認定農業者で販売収入に占める経営安定の補てん金ということで、認定農業者につきまして県別にどの程度収入があって、そのうち経営安定対策補てん金がどうなっているか、全県補てんが出ました13年で見ております。

13年で見てまいりますと、主産県で平均いたしますと販売収入で600万円ほどあります、その1割程度の80万円が補て

ん金で、県に若干差がありますけれど、だいたい1割から2割が収入のうちの補てん金という形になってございます。

それから、りんごにつきましては同じく13年をみておりますけれども、青森県が補てんの対象になっておりまして、そちらも1割弱というものが経営安定対策の補てん金ということあります。

それからその右下のものが、規模別に認定農業者で見た収入でどれだけになっているかというのを見たグラフでございまして、1ha未満で170万円の売り上げで約20万円が補てん金、3ha以上では約1370万円のうち約160万円が補てん金となっているような形で、約1割ちょっとが経営安定対策の補てん金ということになっております。

次のページ35ページに統計の方で、農業経営統計調査で、どちらかというと規模の大きい農家を対象としております。そういった農家については売り上げの中で粗収入、経営費の中でどれだけの割合を占めているのか、というのを示したもの右の図でございます。

13年、14年で見ております。13年相当価格が下がりました補てんも出ましたので、所得で見ますとみかんの場合で36%が経営安定対策の補てん金となっております。14年度につきましては14年度補てん金が出たところ、補てん金の交付対象県だけの平均したものでございますけれども所得の14%が経営安定対策の補てん金ということでございます。

りんごにつきましても、同じように見たものが下の方にあります。13年が23%、14年が21%ということで、価格が下がった場合にいわゆるセーフティネットとして果樹農業者の経営安定には寄与しているというような形になっております。以上が経営安定対策の検証という形で整理させていただきました。

最後に36ページ、需給調整対策、経営安定対策の課題という形で整理させていただいております。需給調整対策で3つほど上げさせていただいております。年ごとに目標設定いただいて、生産調整していただいております。いわゆる生産調整につきましては計画に近い水準でございますし、みかんでかなり生産量の増減がありました隔年結果も是正させている傾向にございます。それから15年の見直しで、時期別の需給調整手法の導入と、それから生産者が主体的に対応していただく緊急出荷調整体制の整備というような形で改善を行ってきましたが、更にどういった取り組みが需給調整として可能かという検討が必要ではないか。

その具体的な内容ということで、2番目の丸でございますけれども当然、需給調整対策は生産者団体主体の取組みをしていただくわけでありますけれども、目標の配分につきまして、高品質いわゆる単価の高いようなところに、高品質果実へ生産を優遇する取り組みをしていただくことが必要ではないかということ。

それから時期別に出荷量が集中することもございますので、更に時期別の需給調整を的確に実施するようなことが必要でないかと考えております。

それと1番下でございます、特にみかんのところで詳しくご説明させていただきましたが、生産者団体の方でしっかりと販売状

況を踏まえて販売対策を取り決めいただきて、それを末端の集荷場段階まで浸透いただきて実行いただき、その進捗状況も管理いただくような取り組みが必要ではないかと考えております。

それから経営安定対策でありますけれども、加入契約者が認定農業者、認定農業者が実質的な運営を行っている生産者組織という形で対応してあるところでございますけれども、更に組織内で担い手の経営を安定させるためにどういった手法が必要であるかと検討が必要と考えております。

それから、次の丸に書いてございますけれども、県間で毎年毎年補てんが出るようなところがございます。気象条件も確かにありますけれども、そういった毎年補てんが出るようなところへどういった対応が必要かという検討が必要と考えております。

それから右上でございます、価格が下がった時に相当も低品位果実も出すということで、一定品位以上のものを出すということで全果協のかんきつ部会、りんご委員会で決められておるわけですけれども、相当低価格なもので取引されたものも販売されたのも事実であります。こういうことはないと思うんですけれど、要是補てんの対象になるために何でもかんでも出すということも可能性として想定され、モラルハザードが起こらない対応をどうすべきか検討が必要だらうと考えております。

それから更にということで、果樹産地で第1回目で検討いただいたような担い手を中心とした生産構造を構築するのと合わせて、担い手の経営を安定させる対策として更にどういった対策が必要なのかということを検討する必要があるということで課題の整理をさせていただいております。以上でございます。

志村小委員長

どうもありがとうございました。本日の意見交換に当たりまして、本日の需給調整・経営安定対策の内容というのは、国の施策そのものでありますし、非常に専門的な内容のため、委員の皆様から意見をだしていただくのですが、ある程度、委員の皆様からご意見が出るまでの間、私の方から委員の皆様をご指名させていただいて、進めさせていただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

浅沼委員は最後にしていただいて、岩垣委員からお願いします。恐らく、このシステムができた前後の、創設された前後の背景は、恐らく質問が出ないかと思いますので、需給調整の検証とですね経営安定対策の検証と対策の課題について、ご意見等がありましたらお願いします。

岩垣委員

比較的最近の成果といいますか、結果を述べていただいたのですけれども、例えばみかんですとかりんごですとか、長い間、価格の低迷により生産費を割るケースもあったりという状況の中、価格安定対策ですから、ご苦労があったと思うのですけれども、今、発表していただいたように、価格補てんにしても、共済にしてもこの状況の中で農家を元気づける点はあったと思います。むしろ、かんきつ産業を見た場合に、最近は量が毎年、ほんの少しずつですけれども、相変わらず減っている。それで、隔年結果と

いう意味では対策も進んできている。生産者団体とか、農林水産省からの量的なコントロールも実際効いてるわけですね。そういう中でも、やはり、ぎりぎりの線で収まっている。よく収めたと私は思っております。なかなか悩みはまだ続きますね、ということなんです。

志村小委員長

今、岩垣委員の方からですね、価格の低迷の中で、価格安定対策が功を奏して農家を元気づけたという評価。今のシステムはうまくいっているというふうに考えるとありました。岩崎委員どうでしょうか。

岩崎委員

非常に専門的な内容で、私は専門外で、期待されているような意見となるかどうかわかりませんが、感じたことを述べさせていただきます。今回この議題ということで、いろいろ地元の福島県の果樹農家の方にお会いして聞いてきました。前提として、りんごの経営安定対策は5県だけが加入しているんですよね。

西嶋課長補佐

平成13年は、5県で、北海道、青森、秋田、山形、長野で始められ、15年から岩手県が入っておりまして、6県となっております。

岩崎委員

福島県の状況を調べてみたら、福島県は加入していないくて、県独自の経営安定対策というのを作っております、そこで、価格補てんをしていると伺ったのですが、同じものと考えてよいのでしょうか。

西嶋課長補佐

福島県の県単独の事業で野菜と同じに、いわゆる価格安定対策の制度の中に、りんごだけでなく、ももとかいくつか品目があったかと思います。果樹の方も野菜と同じ制度の中で価格安定制度という形で価格が下がった場合に補てんしているものです。

岩崎委員

基本的な制度の考え方は、同じものと考えてよろしいですか。

西嶋課長補佐

果樹の需給調整・価格安定対策とは違う野菜価格安定制度と同じものですので、いわゆる需給調整というのは行っていません。価格が一定程度下がった場合に、補てんをするというようなものだけがあるとご理解いただければと思います。

岩崎委員

分かりました。そうしたらちょっと違ってくるかもしれませんのが、地元の農家の方からいろいろ意見を伺った時にですね、価格

補償制度は確かに採算割れを防ぐという意味では大変助かっているという意見はありました。ただ、価格補償制度があるから自分が安心して、将来自分の後継者に経営を継がせるというところまでのものではない。むしろ、そういう制度があるのはありがたいのだけれども、もうちょっと大きな所得補償の制度にならないかという意見を果樹農家の方、この場合認定農業者の方ですけれども言っていたわけです。特に、ここ10年くらいの感覚でみると、価格がだいたい30%くらい落ちているとおっしゃっていました。その方は、りんごとももの専業農家の方が言うには、30%位落ちている。中でも市場法が改正されて、量販店が先取りして単価設定をして、セリをやらないで量販店主導型の単価設定がされるようになってきたため、なかなか価格が上がらないということがあるという話がありました。もう一つは、光センサーをJAが導入して、選果をするようになり、それはそれで良いのだけれども選果にかかる費用が高くなってしまい、全体的にみると所得が減少傾向にあるというような意見があったわけです。そういう状況の中、安心して後継者と一緒にやろう、戻ってこいといえるような状況ではないんだとおっしゃっており、その当たりの様々な状況に対し量販店の価格設定ですとか、選果にかかる費用等の問題をあわせて検討する必要があるのではなかろうか。というような印象を持っております。

志村小委員長

岩崎委員の意見はですね、国の価格安定制度に加入しているのは15年から6県。福島県は県の独自事業でやっているので加入していない。それから農家に聞いたら、価格補償ですけれども、このシステムでは後継者に安心して経営を跡継ぎに任せるまでの制度にはなっていない。今後、所得補償制度のような制度ができるのか。現在の価格の設定は量販店が力が強く、相対取引で単価設定してしまうので、それがネックになっているのではなかろうか。もうひとつが、光センサー等設備投資が過大ではないかというような意見であったと思います。続きまして、桂委員お願いします。

桂委員

私も農地問題が専門なんで、必ずしも十分わかっているわけではありません。経営安定の効果自体は、やはり、相当大きな規模になればなるほど、相当な金額を実際もらっているわけですが、現場の農家からは感謝されて、役に立っているという評価されていることは事実だと思います。そういう意味では、この制度が存立している意味は非常にあると思うわけであります。

一つは、補てん基準価格が平成15年に下がっており、計算方式自身が6年間の平均ということですから、基本的に市場価格の低落を追随していくという効果しかないわけで、そういう意味では岩崎委員がさっきおっしゃっていた長期的に経営を安定させるというところまでは期待できるものではなく、短期的な所得下落には、確かに役に立ったけれども担い手農業者が将来的に太宗を占めていくような制度になっているかどうかは疑問であると言わざるを得ないと思います。

それからもう一つは、一生懸命、生産調整に協力している人が馬鹿をみていいかどうか。そこら当たりが制度の問題としてあるのかなと。現場では、これだけ一生懸命生産調整に協力しているのに、一向に価格が下げるまらないということに対する不信感を非常に持っているのではないかと思います。

最後、課題のところで意味がわからなかつたのですけれども、最後から2つ目の丸印ですね、地方市場を中心に価格低落時には低価格で取り引きされた果実も補てん対象となるため、モラルハザードの発生が懸念されるとあります。これは契約数量についての話でしょうか。事後的に契約数量を超えてしまってできすぎたと、例えば天気が良く生産量が増えてしまったというような元々の生産計画より多く作ってしまった果実を指しているのか、契約数量内の話なのかどちらでしょうか。

西嶋課長補佐

もちろん契約数量内です。計画内で生産出荷していただいて、目標を達成した生産量に対して補てんをしておりますので、契約数量の範囲内なのですけれども、契約数量の範囲内なんですが、経営安定対策の補てん対象には、価格の要素を全く盛り込んでおりませんので、極端な話をすれば、いくらかでも値段がつけば補てんの対象となるので、価格が相当地下がった場合でも出荷してしまって補てんがされることがあります。

桂委員

そういう意味であれば、生産者団体はやはりきっちと高く売れるような措置を十分にやると言うことが前提になると思います。どちらにしても契約数量内で補てんされるべき価格ですから、これをモラルハザードと言って良いのかどうかという気がちょっとだけします。もう一方、できてしまつたという部分につきましては、これを地方市場に出荷していくようなもっとひどいモラルハザードが発生する可能性があるわけで、この辺をどういうふうに手当てをしていくのか制度的な問題があるのかなという気がします。

志村小委員長

今の桂委員のご意見は、経営規模が大きくなればなるほどですね、対策の効果、システムの効果が大きいと。経営体にとっては受け取る額も大きくなるが補てん基準価格が低価格になると、長期的には、経営を安定させるものではない。もう一つは、現場で生産調整を一生懸命やっておりますが、生産調整に協力をした経営体が損をするようなことがあるのではなかろうか。最後はモラルハザードの問題ということあります。

西嶋課長補佐

ご指摘いただいた3点につきまして、補足的にご説明させていただきますと、補てん基準価格の話はですね、いわゆる中央卸売市場の平均価格で価格設定をしているという形でございまして、この制度はですね再生産価格を補償するものではございません。果実の場合は、嗜好品ということもございますので、消費者の方

に好んで食べてもらう果実、高品質な果実を供給していかなくてはならないと考えております。桂先生がおっしゃったように長期的に国の補てん金、相当な税金を使っているわけですからそういった形で、常に経営者に多額の補てん金が支払われるというようなことが果たして国民が納得していただけるかどうか一つ問題があります。それから高額な補てん金をもらうことによって高品質果実を生産する意欲が減退する可能性があります。どういう果実でも出荷をしても補てんが得られるということになれば、努力をしないということもあり得えますので、そういう観点がありまして、青果物は市場で取り引きさせることが念頭にありますので、あくまでも高品質果実を生産する取組を助長するということもありまして、補てん基準価格につきましては市場価格という形で設定しています。需給調整対策については、生産者団体が中心となって少しでも生産者の価格が得られるような形で、販売努力をしていただいて価格を得ることが制度の一番の根幹ではないかと思っております。

アウトサイダーの話でございますが、うんしゅうみかんでお話しさせていただきますと、需給調整対策に入っていたいっている農家が全国の適正生産量でみますと75%、4分の3の農業者に入っていたいっております。経営安定対策において契約数量をみると、市場以外の出荷量を含めますと、生食用適正出荷量に対しまして3分の2が契約数量となっています。補てんの対象はですね、市場に出荷されたものが基本となっておりまして、農林水産省統計部で一番シェアが大きい統計調査は、1・2類市場の中央市場と地方市場のほとんどが入っているもので見ますと8割を超えるシェアで、経営安定対策に取り組んでいただいている形であります。13年から14年、15年の3年間で全国の経営安定対策の契約数量を見るとそのシェアはほとんど変わらない。毎年変動するのではなくてほぼ同数の方が入っていただいている形であります。

モラルハザードの話でありますが、一番問題としているのは市場に出荷されたものが基本的に対象となるわけですが、補てんの対象となるので極端な話で申しますと60円になろうが50円になろうがいくらでも出荷してしまう。補てんをもらうために出荷をして、多額の補てん金が出る。そういうったものですから値段が下がり、当該年産価格が下がり補てんが出る状況になってしまふと考えております。また、できすぎた場合の措置として、基本的には、果実は1年間みかんやりんごを出荷しますので、いかに計画段階で生産量を落としていくか、量を少なくして市場に対して対応していくのかが価格安定のために一番のことだと思います。生食用の出荷量につきまして、一定の枠をはめてありますけれども、例えばこの制度を詳しくご説明しませんでしたが、全体の量が多くて加工に仕向けるといった場合は、一定の範囲内で全国の目標量を、みかんで言いますと全果協かんきつ部会で全国の生産量の3%以内で目標の変更ができるようにしております。また、制度として生産者団体まできちんと詰められていないため、仕組みとしてはできておりませんが、緊急出荷調整というような形で対応できるように、ある程度、量がでた場合には出荷調整ができ

るというような取組ができつつあります。

竹原果樹花き課長

もう一点、私の方からお話しさせていただきたいと思います。今の制度につきましてご議論いただいておりますが、仮に、この制度をずっと続けるにしても本来あるべき姿というのは、しっかりとした扱い手が良い果実を作つて価格補てんを受けないような、そのような状況を作るのが本来のあるべき姿であろうと思います。そのような点から申しますと、岩垣先生がおっしゃいましたことは、後半の部分に非常に意味がある話だと私は受け止めました。要するに、量はずつと減り続けていて、隔年結果は是正されつつある。それなのに値段が下がってきてている。これは一体どういうことなのだろうか、このようなことをご提言されたと私は受け止めました。ということは、ひょっとしたら、みかん全体の需給構造をもう少し改めて考えなければならないのか、あるいはもっと適量生産、場合によってはうんしゅうみかんからその他の品目、晩かん類等に転換等を考えなくてはならないのかなというお話につながることというふうに受け止めましたので、ちょっと差し出がましいことを言わさせていただきました。

もう一つは岩崎先生がおっしゃった件なんですけども、量販店との関係ということなんんですけども、これは、いろんな方がいろんなことを言わわれています。確かに、セリの割合が少なくなっています。今回、卸売市場法が改正されたということもあり、これが産地の立場に立つてどういう効果をもたらし得るのかということにつきましては、先週行われました第2回の需給小委員会での議論にもあったわけですが、例えば、卸売会社が産地から荷引きをすることができる。今まで受託販売だけだったんですけども、荷引きをすることができるようになりましたし、あるいは、産地が仲卸と直接契約することができるようになります。この制度をうまく活用するということは、産地の努力があってこそできるのであって、要するに産地がうまく契約をして良いものを出荷します、望ましい時期に望ましいものを出荷しますという約束をすれば、それだけ価値があるというわけで高い価格で契約ができるというわけで、産地は産地で努力していただかないといけないと思います。

それから、光センサーのお話が出ていましたけれども、非常にアバウトなお話を申しますと、恐らくキログラム当たりの光センサーの選果にかかる経費は、10円ぐらいだろうと思います。光センサーがあることによって、ご存じだと思いますけども福島県でも2つの農協で特選品のももということで、極めて高価格で販売し、ブランド化されて、それ以外のレギュラー品や若干低いようなものもそれに引きずられて値段が上がつてきている。そういう実態もある中で、光センサーの存在意義があると思っております。蛇足ですけど付け加えさせていただきました。

志村小委員長

桂委員、考え方はよろしいでしょうか。

桂委員

私が申し上げましたのは、担い手農業者にとってどういう効果があるのかないのか。現行の制度で確かに、一定程度評価されているわけですけれども、制度の趣旨自体がそうじゃないということは分かるのですが、やはり担い手農業者が求めているのは、中長期的な自分たちの所得補償ということを非常に強く望んでいるということです。私は、それがこの制度の中で対応できるかどうかという話はしていないということです。それから、モラルハザードの問題については、適地適作といいますか、良いみかんを作る人達にみかん生産の太宗が担われ、十分な技術的な背景のもとに良いみかんができるてくる。それが一番理想的ですけれども、どうしても天候の不良により出てきたような低品質みかんは、自分の努力によってできたものではなく、そのことをモラルハザードという言葉が妥当な言葉かどうかという意味のことを申し上げただけです。

志村小委員長

それでは金光委員お願いします。

金光委員

私は、需給調整・経営安定対策の専門ではないので、詳しいことはよく分からんんですが。私は機械化、農業機械の開発・改良をやっており、新しい機械を持って、農家に行って試験をする機会が多いんですけども、みかん農家のところに行くと、最近ずっと価格が安くてなかなか新しい機械を買うような気になれないと言われます。機械を入れると規模拡大も可能になるんではないかと思いながら開発していますが、みかん、りんご産地に行っても農家の方々が活気がないと感じています。やはり農家は高品質果実を生産することが非常に重要ではないかと思っています。需給調整でやられている摘果として、愛媛の試験場の方が指導している樹冠上部摘果、隔年交互摘果の取組みにより年々良いものができる。そういう技術も県内に普及しつつあると聞いていますので、果樹生産での技術は普及していただいたら良い方向に結びつくのではないかなと思っております。

それから、埼玉のなし農家の方に話を伺う機会があって、なしは需給調整の対象ではないのですが、やはりこの数年間単価が下がっているので、何か所得補償みたいなものがあると助かるなど農家の方からのご意見もありました。私達も、なしで省力化を目的とする機械化の要望調査をしており、何らかの対策をしたいと思っているんですけども、なかなか後継者が少なく、将来どういう方向に進んだらいいか良いアイディアが浮かばないというところで悩んでいます。

志村小委員長

金光委員からは、なしは需給調整・経営安定対策の対象にはなっていないので、入れてもらえないかという話が農家からありました。では、次、北口委員。

北口委員

私もあまり専門的なものではないので、的はずれなことを申し

ましたら、申し訳ありません。需給調整対策の中でうんしゅうみかんの特別摘果という言葉、4頁のところに出ておりまして、改植とか高接という方法は高品質の果実の生産につながるというような観点で見たんですけれども、間伐も高品質につながりますけれども、全摘果や大枝切りとか、特別摘果の内容がありまして、これは逆に高品質果実の生産という面から行うのであれば、専門外で分からないんですけれども、マイナス方向になるのではないかなと懸念されまして、これに該当するものが今までどの程度のものがあったのかという点について、教えていただきたいのが1点と、9頁のところに、経営安定対策については、私も非常に良い制度だと思って認識しておりますが、昨今の状況からいって、国の方で1/2ですか、基金の造成が十二分に将来的にわたって行っているのかというのが、非常に懸念されるような気がします。果樹共済と果樹経営安定対策の関係で、あの勘違いしていたら申し訳なんですけれども、果樹共済というのは、個々の農家が任意で加入する制度と認識しております。私の近くには、なし農家が多いのですが、なし農家の中でも果樹共済の加入率は100%というわけでもなく、ひょうが降った時であるとか、入っている方は補てんされ、入っていない方は、多目的防災網という良いものができていますので、ひょう害以外の生理障害、みつ症とか、災害の時にも入っている、入っていないで大分差が出てくるわけなんですけれども、この話を伺っていると果樹共済に入っている人は補てん金は交付しないということで、果樹共済に入らなくとも、価格が低迷した場合にある程度の補てん金をもらうことが可能というような解釈でよろしいのでしょうか。

その辺が、樹種が違って、価格が違うからと言われればそれまでなんですけれども、ちょっと矛盾があるような気がしました。以上です。

志村小委員長

では、3点についてありましたので、それについて、まず事務局から説明していただきましょうか。

西嶋課長補佐

3点についてお答えさせていただきます。特別摘果が1点、将来にわたって国費は大丈夫なのか、それから果樹共済のことがございました。まず、1点目、特別摘果ですけれども、お話のとおり改植なり、間伐なりについて全ての樹種にわたって高品質な果実を作られるための条件となっております。全摘果について、みかんについては、ここに書いてありますとおり園地全部を摘果する、樹の半分の上だけ、また、縦にして右半分摘果するという方法でございまして、こちらも、特に樹冠上部摘果については、上下の摘果については、従前であればLサイズであるとか果実の大きな生産をしていた樹が、樹冠上部の摘果をすることによって、Mサイズ、Sサイズと、単価がMサイズを中心に高くなっていますのでそういうものを生産するような技術で、摘果をしたから品質が悪くなるいうのではなくてですね、摘果によって、より品質も良くなるというものでございまして、あともう一つ、摘果することによって、いわゆる成らす園とそうでない園を分ける

ことによって、コスト、労働時間を下げるようなものもあります。特別摘果については、詳細に書いておりませんけれども、生産者団体が中心になっている全果協かんきつ部会で、どのような取組が特別摘果に適当かというのを生産出荷安定指針が認められたときに決められて、生産者団体が傘下の県連なり、産地なりに取組みを指導するような形で、ちょっと正確に数字を持ち合わせてございませんが、大体の感じですけれども、全摘果で8割くらい、半樹別、園地別、樹全部というのは色々ありますけれども、全摘果というのは8割くらい、あと改植、高接ぎのほうが、残りの2割のうち、3/4位が改植、あと残り1/4が間伐、あまり正確な数字でなくて申し訳ありませんが、大体そんな感じの実施状況になっている形でございます。

将来にわたって国費が続くのかということでございますけれども、私どもも非常に心配している点でございまして、予算的な面で申し上げますと、制度を13年からはじめさせていただきまして、一応6年間で、13~18年までの6年間で、今のところ予算上の積算をしておりまして、192億円の国費、毎年で32億円、6年間で192億円となっております。平成13年につきましては、75億円が支出されてしまいましたし、14年については、36億円で、併せて、もう111億円もの国費が交付金として出たということで、今年は最大見込額で27億円、今後4年間(15~18年)で81億円の予算しかありません。税金を使わせていただくということですので、そういう観点からもご検討いただきたいと思いますし、特に、価格が下がらない、一番農業者の経営安定に資するというのは価格を維持するということでございます。こういった対策をご検討いただければと思います。それからですね、果樹共済と経営安定対策ですけれども、資料の中で、簡単にご説明いたしましたけれども、経営安定対策は需給調整を行っても価格が下がった場合に農業者の経営を安定させるための取組ということで、一定の価格が下がった場合、これは条件に関係なくですね、価格が下がった場合に、補てんするというような形でございます。それで果樹共済につきましては、いわゆる損害保険でございますので、災害があった場合にお金を共済金を支払う。掛け金をかけていただいて災害の補償を、とも補償をしていただくという制度でございますので、勿論、一定の気象災害で、量が下がって、価格が下がらない場合は経営安定では補てんが出ませんので、そういう場合は共済から出るということで制度の主旨が異なってございます。それで、共済の方ですけれども、果樹共済、いわゆる損害保険ですので、それぞれ経営者の判断になるんでしょうけれども、当然、災害はいつの時点で起こるか分かりませんし、果樹共済の中でも災害収入共済方式というのは、他にも余りないのですけれども、果樹の場合は、災害があった場合に、単純に気象条件で災害があった場合に、量が減るだけではなく、量が下がると価格が、野菜の場合は上がる場合もありますが、逆に果樹の場合は、気象災害で量が減るだけではなく、品質も落ちる、そういう場合には非常にメリットのある制度ではないかと思っておりまして、実際、加入率が低いものですか、こちらについては、担当が違うんですけども、是非とも農

家の経営安定を図るために、加入率を上げてですね、農家の方に良く制度を知っていただいて、入っていただきたい、入っていただけるよう取り組んでいかなければならぬなと考えております。

志村小委員長
では、次に中安委員。

中安委員
これまで色々お話しが出ましたので重なると思いますが、二つにまとめて述べさせていただきます。

一つは、経営安定対策の方からいきますと生産調整から始まって、経営安定対策に関しまして、実際、かつてから見ると果実はかなり消費量が減りました。こういう中で特に飲料との関係で競合関係が強くなってくる中で、ある時期から嗜好品的性格が薄まつた後に、今再び嗜好品的性格が強まつたとなると、生産者もやはり高品質なもの、又は消費者に対してかなり嗜好的に、それを受け入れるようなものを供給せざるを得なくなっている。こういう中で、需給調整対策が持っている宿命、一つは、全国的な卸売市場流通が中心である場合において、この価格の部分の生産に対する割当てといったものが、行政というものと経営安定対策との関係の宿命かもしれません、それを行政から下ろしていくとどうしても行政から行政へ、最後末端に農協、生産者になっていく時にどうしても割当的な性格が強まってしまう。これによって嗜好品的な価格差が大きいものにおいて、生産者の意欲を半減しているんではないかということが一つあると思います。

それともう一つは、桂委員が言われたように、このような状況の中で今嗜好品的性格で、飲料との競合関係となると、どうしても価格が全体的に下がる傾向があり、補てん基準価格により補てんしていくと、低位に安定した時には、かなり低位に安定する。ですから、中期的な時にはそれをを目指す後継者がこの価格ではやっていけないという意識を先に思ってしまうんではないか。こうした懸念が出てしまったんではないか、これは懸念であればいいんですが。これが一つ目です。

二つ目は、それに対する需給調整に当たるところでのいくつかの特別摘果というものの効果、又は需給調整といった効果が、先程も申しましたが、最終的に農家レベルまで割当的なものがありますから、農家にとっては自分にとって隔年結果がどうか、もう少し大きな生産出荷組織的なところにおいての隔年結果がどうかというところとが、まだ検証が十分になされていないのではないか。これはかなり技術的なところがあるので、難しいんではないかと思いますけれども。まあ、こういった検証がない中で、特別摘果をし、多い年は減らして、次の少ない年に余り増えない。これは、全体的に減っているからだと思いますが、更に、そこに価格が低迷してしまうと追い打ちをかけて生産者の、特に後継者の生産者の意欲を削ぐんではないかと、まあ、これは、ちょっと極論かも知れません。今までの意見の中で、そういう考え方もあるということです。

志村小委員長

中安委員から経営安定、需給調整対策というところで、上からの割当というような意見がありましたけれども。

西嶋課長補佐

すみません、3点ほど中安委員からお話を伺っておりまして、生産目標配分の関係、中期的な価格の関係、それから3点目に最終的に生産者の段階で隔年結果が確認できるかどうかについてですけれども、1点目ですけれども、説明不足のところもあったと思いますけれども、資料6の4頁目に書いてございますけれども、国で決めるのは全国の数字だけです。行政機関で決めるのは国の見通しだけで、それ以後でありますと、平成15年ですと国で定める適正生産量115万トン、それ以後は、今日お越しになられている日園連さんが事務局であります全果協かんきつ部会で生産者団体が中心になって、目標配分を県や産地、生産者まで配分されているわけであります。行政は生産出荷安定指針、見通しを定めた以降は、一切入っていません。全く生産者団体が中心となって、いわゆる米でやられているようなことの反省もあり、平成13年度からそういうような制度にさせていただいております。嗜好品で、果実について品質が高いものについてですね、より多くの数量というようなお話を伺っておりまして、課題の中でいわゆる高品質果実を生産されるような生産者でありますとか、産地というところでありますとか、いかにそういうところに目標配分していくのかということを整理しております。私どもも考えますし、実際に配分していただく全果協かんきつ部会においても検討いただきまして、高品質果実を生産しているところは、たくさん生産なり出荷していただき、消費者に供給していただきたいというような形にしていく必要があると課題の方にも入れさせていただいております。

それから、ご指摘のあった価格が下がっていけば、補てん基準価格も下がっていくというお話、桂委員のお話があつた際にもお話をさせていただきましたけれども、基本的にいかに価格を安定させていくか、経営安定対策というのは、その前の段階の需給調整対策で、生産量のところもありますが、いかにしっかりした出荷調整をしていただいて、単価を生産者団体で上げていただくのが制度の主眼になるのではないかと考えております。あくまでも少しでも価格が安定的に推移し、生産者の方が引き続き経営できるような価格が得られるようにいかに努力していただくかというふうになるのではないかと思っている次第であります。

それから、特別摘果の個別の効果ですけれども、私どもも13年に制度を始めさせていただいてから、全国で会議を持たせていただいており、特定の地区を展示ほみみたいにフォローアップをさせていただいております。地区別に見て若干まだ、隔年結果が是正されにくいところもありますけれども、私どもの方も現地調査などをしており、大体のところが、極端な隔年結果がほぼ是正方向にあります。制度上、計画生産や出荷について確認を生産者団体や県の機関にしていただくような形にしておりますので、そのような中で充分にチェック

していくような形にしたいと考えているところです。

竹原果樹花き課長

中安委員がおっしゃった内容は、行政というようなご指摘でございましたけれども、実は、おわかりの上で、あえて本当はJAがやっていて画一的に配分されているんで、良いものを作っている生産者も需給調整の対象となってしまうという、こういうご指摘だったと思います。答は今申し上げたとおりでございますけれども、もう一つこの制度の問題点ということで、先生のご指摘を受け止めさせていただこうかなと。この制度はあくまで県単位で補てん基準価格が決まるものですから、県の中で非常に良いものをお作りになる生産者は高い収入で、その県で補てん金を受けるというような場合は補てん金も併せて受け取れるというようなわけで、それが果たして公正なのかということありますが、そのようなご指摘もあるのではないかと受け止めました。逆にその指摘からいきますと、北口先生がおっしゃったように共済のように個人の責任でもって入っていただく制度というようなことに、その違いが大きいというふうに思っています。

志村小委員長

じゃあ、最後になりますけれども浅沼委員からお願いします。

浅沼委員

先程から、説明の中でも、全体の意見交換の中でも「生産者団体」という言葉が大分出ましたが、もっとしっかりしろよ、といわれているようで責任を感じている次第であります。

2つに分けてお話ししたいんですけども、まず、需給調整対策でございますけれども、この需給調整対策には、大きく分けて2つの方法があって、一つが生産調整、それからもう一つが出荷調整になるんではないかなと考えております。

生産調整については、この3年間、国の方で定めました適正生産量がほぼ守られてきたんではないかということでそれなりの成果があったと私どもは考えております。増してうんしゅうみかんにつきましては、隔年結果がひどく、過去には最大40万トン前後の年による生産量の差があり、2割～3割の変動を繰り返していたわけありましたけれども、この3年間の先程の特別摘果ではございませんけれども、こういったものの徹底によりまして、ほぼ隔年結果については、うんしゅうみかんについてはほぼ是正されたのではないかと私どもは考えておりまして、これは非常に大きな成果であろうと考えてあるわけです。

あと出荷調整の方でありますけれども、出荷調整につきまして、年間の用途別出荷計画というものを作りまして、生果に何トン、加工に何トン、輸出に何トンと決めるわけですが、この枠についてもほぼ守られている。ただし、残念ながらうまく機能しなかったのが時期別出荷調整。これが、なかなかうまく機能していないというのが事実でございまして、価格が低迷したときに何とか市場出荷量を減らして、価格の回復を図るという対策を取らなければいけないんですが、充分機能しなかったと。その手段としては、一つは加工仕向けによって生果の出荷量を減らす、又

は産地で廃棄する、この二つの方法しかないわけすけれども、なかなかこの加工仕向けの対策が機能しなかったわけで、私どもも非常に反省しており、これより実効性のあるものに持っていくかなければいけないということで、今後、検討を進めていかなければならぬと考えております。

それから、経営安定対策すけれども、先程の話の中にもありましたとおり、デフレ基調の中で、別に果物だけが価格が下がったわけではなくて、食料品全体で価格が低迷したわけで、そういった中で、みかん、りんごの価格についても近年にない低価格になり、手取り価格が非常に下がったということで非常に厳しい経営を強いられていたわけです。けれども、そういった中での価格の補てんというのは、特に専業農家であればある程、厳しい情勢にあるわけですけれども、営農を断念せざるを得なかつた農家も少なくはないのではないかと想いますが、そういった多くの農家を救ってくれたのではないかと私は思います。ただ、こういった対策を実行する上で、いくつかの問題点、先程の意見の中でも問題点が提起されていますので、その点についても今後できるだけ改善する努力をしていかなければならぬと考えております。2、3例を言いますと、一つは消費量への減少に歯止めをかけないと結局は毎年、毎年、生産目標量を下げていかざるを得ない状況になってしまふ。この点をもっと考えていかなければならぬんじゃないかという意見も出ています。また、先程も出した市場価格が低迷した場合も緊急出荷調整、これがうまく機能するような仕組みを作る必要があるんじゃないかと考えています。それから補てん基準価格、これも先程も出ておりましたけれども、現状の補てん基準価格では、とても再生産できる価格になってないということで、現在の算定方式でいきますと、また17年度から下がる可能性がありまして、それに対する危惧感も持っております。まあ、事務量が非常に煩雑で、ボリュームが大きいと、その点についても何とか簡素化できないかというような意見も出しておりますので、その辺については、今後の課題として我々生産者団体も努力していかなければならぬと考えております、以上です。

志村小委員長

どうもありがとうございました。各委員から色々とご意見を出していただいておりますが、今日の会議時間が、予定時間で16時までということで、非常に皆さん熱意あるご意見をいただきましたけれども、本日のご意見の取りまとめは、事務局と私の方で取りまとめさせていただきたいと考えております。それでよろしうございますでしょうか。じゃあ、そういうことにさせていただきます。

次に、今後的小委員会の進め方について、私からの提案でございますが、第1回、第2回とテーマごとにご議論いただいたわけでございます。資料7に「8月までのスケジュール(予定)」を用意しておりますが、現在、食料・農業・農村基本計画の見直しにつきまして、企画部会としての中間論点整理が7月までに取りまとめる予定であること、それから、私どもの産地・経営小委員

会としての中間論点整理も7月までに取りまとめる予定にあること、更に、各委員の方々のご都合もある程度配慮する必要があること等を踏まえまして、事務局とも相談した結果、次回に「生産対策・経営支援対策の今後の方向」についてご議論いただくとともに、それらを「中間論点整理」として取りまとめてはどうかと考えております。

なお、構成については、それぞれのテーマごとの実態と検証、そしてそれを踏まえた対策のあり方等を1つのパッケージとして整理を行ったものが中間論点整理の姿に近いものというふうに考えております。

今回、私の方から中間論点整理としてとりまとめる形として、資料8「中間論点整理（素案）に向けた委員意見（様式案）」をお示しし、次回の第3回の開催前までに委員皆様のお考えをいただいた上で、事務局とも相談し、中間論点整理の素案として整理したものを提示した上で、議論できないかというふうに考えております。

なお、事務局あてに資料8に加えて、必要に応じ委員提出資料という形での補足資料をご提出いただければ大変ありがたいと考えております。

事務局より、資料8「中間論点整理に向けての委員意見（様式案）」について補足、説明していただきます。

緒方課長補佐

果樹生産班担当補佐の緒方と申します。よろしくお願いします。今、小委員長の方からご説明のあった資料7、8について、事務局より補足説明させていただきます。スケジュールについては、小委員長の方からもありましたとおり、8月に果樹部会という親部会でございますが、そちらで中間論点整理というスケジュールがございまして、それに向けて各小委員会の方で中間論点整理を取りまとめさせていただきたい都合上、次回の小委員会までにその原案を資料8の方でございますけれども、取りまとめて参りたいと考えております。様式については、いまお手元の8の資料をご覧いただきますと、左側に今後考えるべき項目として、そういうものを挙げさせていただきましたが、それにつきまして、現状、課題、今後の方向ということでこれまでの小委員会での議論を踏まえまして、こういうような形で整理できればと考えております。各委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ本当に申し訳ありませんが、こういった、先程小委員長からもありましたとおり、それぞれの項目に応じました資料や参考資料等に、委員の皆様先生方の研究の成果とか、参考資料として添付いただければ本当にありがたいなと考えております。

今のところ私どもでは、こういう形で資料を整理させていただいているのですが、この資料の構成等については、また委員の皆様とご相談といいますか、ご意見をいただきながら構成を考えたいと思いますが、もし、この場でこれらの項目について、こういったものを追加とか何とかというようなことがありましたら、ご意見を賜りたいのと、こういう方向でよろしいかどうかにつきまして、この場でご議論いただければと考えております。また、今申

し上げましたスケジュールの間隔、まあ、間隔といいますか、スケジュール感ですが、この資料の提出の期限につきましては、皆様大変お忙しいところ申し訳ありませんが、6月25日（金）までに事務局までお送りいただければと考えております。

志村小委員長

では、私の方からの提案、事務局からの説明につきまして、質問、ご意見等があつたらお願ひします。もし、ないようありましたら、この方向で今後進めて行きます。

中安委員

2枚目のですね、2の経営の2.の経営支援という表現があるのですが、この経営という項目の中で、ここで経営支援という何を意図としているのか、今日の話題からは、この経営支援というのはなかったように思われますが。

西嶋課長補佐

今日は、需給調整・経営安定対策という制度についてご説明させていただきました。その中には、経営安定対策も入ります。それから、1回目に生産構造なり、経営について資料を提出させていただきましたが、2月20日の果樹部会の資料でもいくつか提供させていただきました。今日もいくつか話題になりました果樹共済（災害収入共済方式）でございますとか、いわゆる中山間支援とか、そういうところも含めて、経営安定対策に限らず、経営支援という意味でこちらに記載いただければありがたいと考えております。

竹原果樹花き課長

補足いたしますと、金が無限にあればですね、対策を全て打てばいいわけですが、ただ現状ではなかなかそういうわけには行かないので、今申し上げました経営支援という形で、今日お話ししました現行の対策の他に色々と対策がありますので、広い観点からどういうことが望ましいか、こういう制度があればありがたいというご意見を賜ればということでお願いした次第です。

志村小委員長

それでは、各委員のご意見を6月25日の日までに事務局に送付いただきたくお願ひします。では、この方向で取り進めさせていただくこととし、次に、次回の開催日程について、事務局から説明していただきます。

三宅総括課長補佐

次回の開催について、先般、委員、先生の皆様方のご都合をお伺いし、先程の状況も踏まえまして、委員の皆様において最大限ご出席可能な候補日として、現在のところ、7月7日（水）の午前を予定しております。もう一つの果樹部会需給小委員会の日程調整も踏まえた上で決定させていただいて、正式に連絡させていただければと考えておりますが、いまのところ7月7日（水）で考えております。よろしくお願ひします。

志村小委員長

ですから、6月25日と7月7日という日をお忘れのないようにお願いします。また、8月以降いろいろとあとに詰まっておりますので、よろしくお願いします。では、小委員長の不手際で予定時間16時を少し過ぎましたが、色々と意見も出て、ありがとうございました。本日の産地・経営小委員会はこれで終了させていただきたいと思います。では、事務局からあれば、お願いします。

緒方課長補佐

本日はご多忙の中、皆様お足元の悪い中重ね重ね重ねそういった中でご出席いただきまして、また、長時間にわたるご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

中間論点整理に向けまして、引き続き委員の皆様に対しまして、非常にご苦労をおかけするような形になってしまいますが、今後ともまた、是非宜しくお願いします。

なお、本日の小委員会の概要につきましては、小委員長にご確認をいただいた上で、来週、農林水産省のホームページの方に提示していく予定にしております。

また、詳細な議事録の方につきましては、前回同様、後日委員の皆様にご確認していただいた上で、農林水産省のホームページに掲載したいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いします。

また、先程、様式8ということでA3横の大きい紙をご用意させていただいておりますが、これら様式につきましてコンピュータでの入力がご入用の場合につきまして、様式をメールでお送りさせていただきますので、その旨事務局の方にお伝えいただければ、そのように手配しますので、よろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。

- 以 上 -
16:10 閉会